

(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

目標（1）直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策が必要である。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策が必要である。
- 家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知し、室内安全対策を促進することが必要である。

（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進）

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策が必要である。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策が必要である。
- 高層建築物については、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進することが必要である。

（公共施設等の耐震化の推進・促進）

- 官庁施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化し、大規模な災害に際しても大きな機能障害を生じないよう、計画的かつ効果的な耐震化・不燃化を推進し、災害時の施設機能停止・低下を回避することが必要である。
- 学校施設等（幼児教育・保育施設を含む）の長寿命化を図るため計画的改修を行う必要がある。また、老朽化に伴う建替えが必要である。
- 天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等が必要である。

（交通施設等における脆弱性の解消）

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい交通施設・占用物等の構造物については、長寿命化を進める必要がある。また、無電柱化の推進や、占有者に啓発するなど、施設の安全性向上が必要である。
- 橋梁点検を行い、優先度（緊急性）の高い橋梁から順次補修等を実施する必要がある。
- 一級河川鹿乗川改修事業及び二級河川半場川改修事業の河川拡幅に合わせ、橋梁を改築する必要がある。

(家具の転倒防止策等の継続的な防災教育及び訓練の推進)

- 防災ラジオ等の活用による緊急地震速報等の周知とともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等、地震についての正しい知識、防災対応等についての啓発が必要である。
- 災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等との協力、地域との連携を促進し、地域の実情に応じた防災教育及び訓練を実施する必要がある。

(災害対応能力の向上)

- 災害対応力の向上のためのハード対策・ソフト対策を推進するため、市民一人ひとりに対する意識啓発、災害対応に携わる人材に対する研修や訓練、災害対応を効果的に実施する必要がある。また、施設・設備・空間・情報、連携や研究などの枠組みや制度を策定し、社会の防災力を高める取り組みが必要である。
- 安城市地域防災計画（地震災害対策計画編・風水害等災害対策計画編）及び安城市水防計画に基づき、各防災関係機関及び地域住民等の協力のもと、災害時の混乱や被害を最小限にとどめる必要がある。また、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認し、迅速な連携により防災及び減災に資する訓練・啓発を実施し、市民一人ひとりが日頃から地震災害・風水害に対する認識を深め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、「自らが何をするべきか」を考え、自助・共助能力及び意識の向上に繋げる必要がある。

(地域の災害対応力の充実強化等)

- 地元町内会と消防団の結びつきを強固にし、相互が協力して消防団員の定数確保を継続する体制を構築する必要がある。
- 消防団の訓練や研修等を実施し、専門知識や技術の習得、車両や資機材、個人装備の充実及び既存の災害運用マニュアルの検討修正を行う必要がある。
- 自主防災組織の育成・強化を図り、消防団との連携と災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、地域コミュニティの防災体制の充実が必要である。また、自主防災組織は、地域の実情に応じた地区防災計画の策定が必要である。

(情報通信関係施策の推進)

- 緊急情報を市民に確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、愛知県高度情報通信ネットワーク、市町村防災支援システム、衛星携帯電話、防災行政無線などの設備の保守点検継続や職員の操作習熟度の向上促進等の情報通信関係施策が必要である。

1－2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
(火災に強いまちづくり等の推進)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震時等に著しく危険な密集市街地に指定された地区においては、土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業が必要である。 ○ 狹い道路の拡幅整備が必要である。
(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模火災から人命や財産を守るために、耐震性貯水槽等の設置を促進し、災害対応力を向上させる必要がある。 ○ 民間事業者等と給水活動等について、協定締結等による水利確保のための取組が必要である。 ○ 火災延焼の拡大を抑制するため、老朽建築物が密集する地区について、居住環境を改善し、老朽建築物除却等が必要である。
(災害対応能力の向上)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等による防災関係機関等の災害対応力の向上が必要である。

1－3 津波等による死傷者の発生
(南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、県、市、関係機関等が協力して検討していく必要がある。
(避難場所・避難路の確保・整備等)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 著しい浸水が生じるおそれがある地域については、道路等の盛土部、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保する必要がある。また、避難場所に至る通学路や歩行空間を含めた避難路・避難階段等の整備、バリアフリー化のほか、高所へ避難するための階段設置等が必要である。 ○ 避難に際しては、夜間時や液状化などを考慮して徒步での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実行できる環境を整える必要がある。また、自力徒步で避難することが難しい避難行動要支援者が避難する場合等の移送手段も検討する必要がある。
(継続的な防災訓練等の推進)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水避難体制等を整備する避難計画の策定を行い、訓練を実施する必要がある。

1－4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の

<p>維持管理、堤防強化、洪水調節施設・雨水ポンプ場の整備や機能強化が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 雨水ポンプ場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策が必要である。 ○ 浸水想定区域などにおける警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画や浸水に係るハザードマップなどを具体的に策定し、避難指示（緊急）等の具体的な発令基準をあらかじめ定める等ソフト対策が必要である。 ○ 大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うことができるよう、水害ハザードマップなど各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせるなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策が必要である。
<p>(継続的な防災訓練や防災教育等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安城市水害ハザードマップの活用により、教員・保育士・児童生徒・園児等の実態に合った防災教育活動を推進し、危機意識と状況を適切に判断する力を育てる必要がある。また、学校施設等の立地条件に見合った避難訓練の実施等の防災教育活動を推進し、防災啓発や人材育成を行う必要がある。 ○ 自主防災組織、消防団及び市が協力し、洪水を対象とした避難勧告等の発令等に着目したタイムラインに沿った総合的な訓練を実施し、日頃から顔の見える関係を構築する必要がある。
<p>(浸水想定区域の指定・見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 洪水浸水想定等の情報提供や安城市水害ハザードマップの活用により、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害を軽減する必要がある。
<p>(気候変動を踏まえた水災害対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 洪水予報河川について、国、県、気象台、関係市町で構成する洪水予報連絡会に参加し、水位等観測通報に協力し、気候変動を踏まえた水災害対策に努める必要がある。
<p>(水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国及び県管理河川を対象に、各圏域、流域の関係市町、気象台で構成する大規模氾濫減災協議会等に参加し、氾濫特性、治水事業の現状を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のために連携して一体的に取り組む必要がある。
<p>(情報通信関係施策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等について、災害事象の特性に留意し、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫して、対象者ごとにるべき避難行動が分かるよう区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルが必要である。
<p>(総合的な治水対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、地下施設等の浸水対策が必要であるほか、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水

対策が必要である。

(災害対応力の強化)

- 水防団の充実強化等による人材育成を行い、適切な組織体制を構築する必要がある。

1-5 土砂災害等による死傷者の発生

- 土砂災害危険箇所等に関する資料について、関係住民への周知が図られるよう考慮し、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所など、実際の避難行動に資するハザードマップを作成して、警戒避難体制を充実・強化する必要がある。

(警戒避難体制の整備等)

- 崖崩れなどの土砂災害等、地震による直接的な被害を最小限に抑えるためのハード対策・ソフト対策が必要である
- 安城市地震ハザードマップ液状化危険度分布図の活用により、教員・保育士・児童生徒・園児等の実態に合った防災教育活動を推進し、危機意識と状況を適切に判断する力を育てる必要がある。また、学校施設等の立地条件に見合った避難訓練の実施等の防災教育活動を推進し、防災啓発や人材育成を行う必要がある。

(災害対応力の強化等)

- 市民自らが救助活動や応急手当を実施できるようにするために、知識の習得や訓練の実施等を被災者救助、捜索関係施策が必要である。
- 各自主防災組織において実施する必要がある。防災訓練や組織の運営、資機材整備、防災マップ作成等の対策支援が必要である。

目標（2）救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関する物資・エネルギー供給の停止

（迅速な輸送経路啓開等に向けた対策の推進）

- 大規模かつ広域的な災害時に発生する道路啓開等の業務量を軽減するために、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化や非構造部材の転倒・落下防止対策が必要である。
- 災害発生時における地域の経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路の整備を行う必要がある。また、必要な代替ルートの確保が必要である。

（通信設備等の早期復旧体制整備の推進）

- 災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、十分な回線容量を確保し、災害から早期復旧するための体制整備が必要である。

（停電時における電動車等の活用）

- 電源供給が可能な公用車の確保が必要である。
- 電力を自給自足できる住宅を普及させることにより住宅単位での防災力向上を図るため、家庭用燃料電池システム、家庭用リチウムイオン蓄電池システム、住宅用次世代自動車充給電システム及び次世代自動車などの普及促進が必要である。

（一時避難地となる都市公園等の整備）

- 災害時の一時避難地としての役割を担う公園にソーラー照明灯を設置し、防災機能を高める必要がある。

（応急用食料等の提供体制）

- 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や企業等は、協定の締結や防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、その他各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント (BCM) の取組みを通じて、防災活動の推進と関係機関の連携の強化に努め、耐災害性を向上させる必要がある。

（食料・燃料等の備蓄）

- 災害時に迅速に必要となる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、各家庭、事業所、避難所等における備蓄を図る必要がある。また、物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深め、災害対応力の強化が必要である。
- 備蓄を行うにあたっては、初期の対応に必要な物資を備蓄し、物資の性格に応じた集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う。また、仮設トイレの備蓄など、公的施設・避難所等の防災機能の強化が必要である。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開・活動及び宿営の拠点、人員、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保・整備を図り、これらの拠点等に係る関係機関との情報の共有等災害対応体制を充実強化する必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**(災害対応の体制・資機材強化)**

- 円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開・活動及び宿営の拠点、人員、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保・整備を図り、これらの拠点等に係る関係機関との情報の共有等災害対応体制を充実強化する必要がある。

(災害対応業務の実効性の向上)

- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備する必要がある。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力を強化する必要がある。
- 民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 消防施設等の地域の活動拠点となる施設と消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化が必要である。
- 衣浦東部広域連合は、消防車両、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備、強化が必要である。

(消防団員の確保)

- 消防団員加入促進の啓発活動を実施する必要がある。また、消防団員に対する優遇制度として消防団応援事業所及び消防団協力事業所の募集とともに消防団員に対する福利厚生の充実を図り、消防団員数の定数確保を維持する必要がある。
- 市は衣浦東部広域連合と協力し、消防団の活性化を推進し、広域消防体制を整備する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進)

- 災害時において救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、緊急輸送道路や重要物流道路などを含む幹線道路ネットワークの整備等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱	
(帰宅困難者対策の推進)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員への配慮や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築が必要である。 	
(帰宅困難者等の受入態勢の確保)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者の発生に備え、帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報の展開、事業者による物資の備蓄等の促進、一時的に滞在する場所として利用する施設の確保等の対策が必要である。 ○ 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進することが必要である。また、滞在者等の安全の確保に向けた取組が必要である。 	
(地方行政機関等の機能低下の回避)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 参集する職員数を確保し、従事する職員の健康管理を行うことにより長期にわたる災害対応業務ができる体制が必要である。 ○ 職員の家族の安全確保を図るため、職員の自宅の耐震化・家具固定等の促進が必要である。 	
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
(医療リソースの供給体制の確立)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等医療リソースを提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力し、連携を強化する必要がある。 	
(災害拠点病院等の防災・減災機能の強化)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の医療救護体制の確認や医療救護班のスキル向上などを図るため、病院等関係機関と連携し、医療救助検討会の開催や訓練を実施する必要がある。 	
(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの傷病者等に備えるため、中学校等5か所の医療救護所に設置した防災備蓄医薬品を管理、更新する必要がある。 	
(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において救援・救護活動、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路等（代替・補完路を含む）を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策が必要である。また、洪水対策等の地域の防災対策が必要である。 	

(救急搬送の遅延の解消)

- 救助活動や各避難所等への物資輸送などの機能を守り、緊急輸送道路から各避難所に物資等を安全に運搬するために、緊急輸送道路等の防災対策の実施及び緊急輸送道路の見直しが必要である。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保が必要である。
- 発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討が必要である。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、民間福祉事業所、近隣住民やボランティア団体、国・県・他市町村等との応援協力体制の確立に努め、要配慮者の緊急一時的な受入体制を整備する必要がある。

(要配慮者利用施設の防災・減災対策の推進)

- 民間の高齢者施設等の防災・減災対策が必要であるため、耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、非常用自家発電設備・給水設備等の整備を促進することが必要である。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 福祉避難所等での要配慮者を介助するマンパワー確保のため、通所事業や訪問事業を実施している民間福祉事業所と介護人材派遣の協定を締結する必要がある。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**(下水道施設の耐震化・下水道BCPの充実)**

- 下水道の主要な管きょ及び下水道施設の耐震化を早急に進める必要がある。また、安城市下水道業務継続計画（BCP）の見直しを毎年行い、内容を充実させる必要がある。
- 地震による被害の低減と被災地の環境面における安全性を確保するため、耐震性を有する下水道資材を積極的に活用しながら下水道を整備する必要がある。

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難所における新型インフルエンザ等のさまざまな感染症の発生及びまん延を防止するため、衛生管理体制を整備する必要がある。
- 被災地における害虫駆除等防疫体制が整備できるよう、貸出用防疫機器や薬剤の備蓄が必要である。
- 新型インフルエンザ等の感染症蔓延下において災害が発生した場合、可能な限り多くの避難所を確保する必要があることから、ホテルや旅館等を避難所として活用することを検討する必要がある。

(医療活動を支える取組の推進)

- 応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努め、医療活動を支える取組が必要である。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 良好的な避難所環境の確保及び円滑な避難所開設・運営体制を確保するため、避難所等の防災拠点に災害用マンホールトイレ及び井戸を設置することにより、衛生環境を維持し、生活用水を確保する必要がある。

(避難所の運営体制等の整備)

- 妊産婦・乳幼児にも配慮した避難所運営マニュアルを作成し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとの運営体制を整備する必要がある。
- 訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営する取組が必要である。
- 一般避難所では生活することが困難な要配慮者の避難所として総合福祉センター及び地域福祉センターが必要である。

(継続的な防災教育等の推進)

- 教員・保育士・児童生徒・園児等の実態に合った防災教育活動を推進し、危機意識と状況を適切に判断する力を育てる必要がある。また、避難所生活での健康管理や生活の在り方等について、特別活動や学級活動等の授業に取り入れ、防災啓発や人材育成を行う必要がある。

(避難所における必要物資の確保等)

- 被害の小さかった住宅の市民が避難しなくて済むよう、防災イベント等の参加者に対して防災パンフレットを配布し、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資について1週間程度（最低でも3日分以上）の家庭内備蓄の促進が必要である。
- 防災倉庫を一般避難所、福祉避難所、特定福祉避難所に設置する必要がある。また、優先度の高い物資や女性の視点を取り入れた備蓄、乳幼児や高齢者などの要配慮者に必要な生活物資の備蓄等が必要である。
- 応急給水体制を強化するため、組立式給水コンテナ等を活用し、各浄配水場から各避難所に水道水を運搬する運搬給水訓練を定期的に実施し、迅速な応急給水体制を強化する必要がある。

(避難所外避難者への対策の整備)

- 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策が必要である。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の体制が必要である。

(保健医療機能の確保等)

- 災害時保健活動の拠点となる保健センター施設について、建物の被害状況を把握し使用可否を判定できる人材を養成するために県の研修会へ参加する必要がある。また、

<p>機能確保のため、必要に応じて災害時保健活動マニュアルの見直しを実施し、避難所等の支援体制を整備する必要がある。</p>
<p>(避難所等の資機材等整備の推進)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 避難所における避難市民の生活を確保するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等、必要と考えられる生活必需物資、資機材等の備蓄・整備や耐震改修、バリアフリー化を促進することが必要である。○ 高齢者施設等の防災改修及び非常用自家発電設備の設置と給水設備等の整備が必要である。
<p>(避難生活における要配慮者支援)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 要配慮者に対する支援が適切に行われるような措置が必要である。○ 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりが必要である。
<p>(避難行動要支援者への支援)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 避難行動要支援者名簿を作成し、名簿等の避難支援等関係者への提供についての同意を得て、避難行動要支援者に関する情報の共有や個別支援（避難）計画の作成を促進し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援が必要である。

目標（3）必要不可欠な行政機能は確保する**3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱****（公共の安全等の秩序維持体制の整備）**

- 地震発生時に治安維持機能が低下しないよう、県警と連携して地域安全情報の収集及び提供、自主防犯団体のパトロール等への効果的な支援体制の確立が必要である。

（緊急交通路の確保）

- 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討が必要である。また、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する必要がある。

（地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援）

- 自主防災組織の育成・強化を図り、消防団との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実が必要である。
- 研修の実施等による防災リーダーの育成、ネットワーク化、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施が必要である。
- 「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動に継続的に取り組むこと必要である。

3-2 国、県、市、地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下**（地方行政機関等の機能維持）**

- 実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などが必要である。

（自治体の業務継続計画の作成及び見直し）

- 社会状況の変化、人事異動等による組織の改正、各課の新しい防災への取り組み等、絶えず変化する業務に対応するため、継続的に安城市業務継続計画（BCP）及び班別職員行動マニュアルの見直しが必要である。

（行政職員の不足への対応）

- 災害時相互応援協定を締結している自治体との連携強化を図り、安城市災害時受援計画を基に外部からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。

（防災拠点等の耐震化等の推進）

- 市庁舎などの公共建築物は、災害対策の拠点や避難所として防災上重要な役割を担うため、大規模な災害に際しても大きな機能障害を生じないよう、計画的かつ効果的な耐震化・不燃化を推進し、災害時の施設機能停止・低下を回避することが必要である。
- 高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化に対応するため、安城市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）や個別類型ごとの長寿命化計画の策定により、計画

的かつ着実に維持管理・更新等を行うことが必要である。
(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)
○ 庁舎が使用できなくなった場合を想定し、庁舎の代替施設の耐震化等が必要である。
(道路の防災対策等)
○ 地方行政機関の周辺インフラの被災に対応するため、道路の防災、地震対策や無電柱化等、津波、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。
(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)
○ 公共施設等については、大規模な災害に際しても大きな機能障害を生じないよう、耐震化・不燃化が必要である。また、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等が必要である。
○ 災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進することが必要である。
(災害応急対策の実施体制の確立)
○ 中心的な役割を果たす災害対策本部機能を強化し、被害報告等を円滑に実施するため、危機管理情報システムの操作の習熟を図るための研修等を実施する必要がある。
○ 防災部門機能の充実強化のため、専門の研修機関の研修会・説明会に積極的に参加することで、災害対応の能力の向上及び専門知識の習得が必要である。
(県・近隣市間の連携強化)
○ 市は、県や近隣市等との相互応援に関する協定の締結に努め、連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備する必要がある。
○ 関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能を向上させる必要である。
○ 西三河防災減災連携研究会による広域的な防災対策を強化する必要がある。

目標（4）必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する**4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止****(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)**

- 大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図る必要がある。また、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策や抜本的対策を実施し、防災体制を強化する必要がある。
- 市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化する必要がある。
- 平常時より無線設備の点検を実施する必要がある。また、無線設備や非常電源設備を耐震性のある場所へ設置する必要がある。

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備等の対策を検討する必要がある。また、安城市業務継続計画(BCP)の見直しが必要である。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 電力施設、通信施設等の管理者は、関係施設等について、耐震性の確保を図る必要がある。また、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保が必要である。
- 大規模災害が発生した場合に備えて、長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し、被災地域への通信の疎通確保対策等を検討する必要がある。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化必要がある。また、洪水対策等の地域の防災対策が必要である。

(災害対応力の強化等)

- 災害時の被害状況調査においてマルチコプターを有効活用するため、市職員または消防団機能別団員を対象とした研修、訓練計画による操作者の育成が必要である。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態**(放送設備等の防災対策と多様な情報提供の手段の確保)**

- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、関係事業者の協力を得つつ、さまざまな環境下にある市民等に対して警報等が確実に伝わるよう、緊急速報メール機能、防災ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いて伝達手段を多重化、多様化する必要がある。

(災害対応業務の標準化)

- 円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始

<p>めとする応援部隊等の展開・活動及び宿営の拠点、人員、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保・整備を図り、これらの拠点等に係る関係機関との情報の共有等災害対応体制を充実強化する必要がある。</p>
<p>(情報通信インフラの整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に無料で利用できる公衆無線 LAN サービス「Anjo-free-wifi」の整備を促進し、各公民館などで市民の情報収集ツールのひとつとして提供する必要がある。
<p>(道路被害情報共有の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携を強化する必要がある。
<p>(水防テレメータシステムの整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国、県及び市管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行う必要がある。また、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実が必要である。

<p>4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>
<p>(効果的な教育・啓発の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知する必要がある。 ○ 緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報紙・PR紙などを活用して広報活動を実施し、早期避難に繋がる効果的な教育・啓発に取り組む必要がある。
<p>(情報伝達手段の多様化の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急情報を市民に確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、愛知県高度情報通信ネットワーク、市町村防災支援システム、衛星携帯電話、防災行政無線などの設備の保守点検継続や職員の操作習熟度の向上促進等の情報通信関係施策が必要である。 ○ 外国人住民に対する情報発信力の強化及び災害時の避難所における外国人住民の生活をサポートするため、他市の仕組みを研究し、市民協働課フェイスブック「Anjo-info」等を改善する必要がある。またボランティアコーディネーターに対してやさしい日本語やピクトグラムの活用による情報提供の有用性について研修を実施し、情報発信のための体制整備を行う必要がある。

(災害対応力の向上)

- 災害時の被害情報収集・地理情報活用・リアルタイム被害予測など他自治体とのプラットフォームの共通化を可能とする「次世代型災害情報システム」の構築に向けて、名古屋大学や県内関係自治体と共同で研究開発及び実証実験を行うなど、情報収集・提供手段の確保に向けた取組が必要である。

(避難勧告等の発令)

- 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図り、適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 避難指示等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルが必要である。
- 躊躇なく避難指示（緊急）を発令できるよう、具体的な区域を設定し、丁寧で適切な情報を提供する必要がある。また、避難を促す状況情報の提供が必要である。
- あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行う必要がある。また、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に関する施策を展開する必要がある。

目標（5） 経済活動を機能不全に陥らせない**5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下****（個別企業BCP策定等の促進）**

- 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用する必要がある。
- 市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る必要がある。また、BCPの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力を向上させる必要がある。
- 企業は、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動を推進する必要がある。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進）

- 生産拠点と物流施設を結ぶルートの耐災害性を高めるため、幹線道路ネットワークを整備する必要がある。
- 道路の防災、地震対策や無電柱化対策が必要である。また、地域全体の被災危険性も考慮しつつ、洪水対策等の地域の防災対策を行う必要がある。

**5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への
甚大な影響****（燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備）**

- 緊急輸送ルート等の確保にあたって、幹線道路ネットワークを整備する必要がある。また、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する必要がある。

（末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入）

- 市の施設等において、代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備等の導入・整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等が必要である。また、次世代自動車の普及促進を図り、エネルギー供給源の多様化・分散化を推進して、災害対応力を強化する必要がある。
- ごみ焼却施設をエネルギー施設として環境負荷の低減を図りつつ整備、推進することが必要である。

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響**(交通施設の防災対策の推進) 、**

- 鉄道各線区における災害被害を軽減するため、線路建造物及び電気、建築施設の耐震性の向上、既設設備の改良及び増備、通信施設の整備充実が必要である。
- 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制や復旧用資材・機器の整備充実が必要である。
- 災害発生時における地域の経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路の整備を行う必要がある。また、必要な代替ルートの確保が必要である。

5-4 食料等の安定供給の停滞**(食品産業事業者等の災害対策の強化)**

- 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や企業等は、協定の締結や防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、その他各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施など事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進と関係機関の連携の強化に努め、耐災害性を向上させる必要がある。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農地及び排水機、水路等の農業用施設の災害対応力強化のため、老朽化施設等の整備の推進を図る必要がある。また、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるなど、防災・減災対策が必要である。

(サプライチェーン輸送モードの強化)

- 発災時の救援物資等の輸送を迅速かつ効果的に行うため、地域内輸送拠点の整備を行う必要がある。また、搬入・運搬体制を強化し、物流ネットワークを構築する必要がある。

5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響**(上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)**

- 老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化が必要である。
- 幹線配水管や重要管路等の耐震管への布設替えを行う必要がある。また、応急給水施設の設置及び浄配水場施設の耐震化を行う。

(水の安定供給)

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制の構築が必要である。また、異常渇水や地震等による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携し

て水利調整等の対策が必要である。

- 用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共用を綿密に行う必要がある。また、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効利用した水資源の有効利用等の取組が必要である。

目標（6）ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小化し、早期に復旧する**6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止****（電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化）**

- 電力供給機関は災害時における電力供給を確保し、市民生活の安定を図るため電力設備の防災対策を行う必要がある。
- 企業は、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動を推進する必要がある。

（民間事業者との連携による燃料の確保等）

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制が必要である。

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止**（水道施設等の耐震化等の推進）**

- 被災時における給水機能を維持し、市民の生活用水を確保するため、水道施設の被害を最小限にとどめるよう、施設の耐震性向上に留意した改良又は整備を行い、施設の防災性を強化する必要がある。水道施設の耐震性の確保については、強度が低下している老朽管の更新時に耐震化を図り、浄配水場施設の新設拡張更新、改良等の際には耐震設計及び耐震施工に努める必要がある。
- 特に、災害時に重要な拠点となる病院、避難所、福祉避難所、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など人命の安全確保を図るために、給水優先度が高い施設の配水管について優先的な耐震化が必要である。
- 幹線配水管や重要管路等の耐震管への布設替えを行う必要がある。また、応急給水施設の設置及び浄配水場施設の耐震化を行う。

（上水道等の復旧の体制等の強化）

- 応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するため、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立が必要である。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止**（下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実）**

- 下水道管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたって、公益社団法人日本下水道協会等の定める指針や基準に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応

<p>じて必要な対策を講じる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するため、緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保や復旧体制の確立が必要である。
<p>(浄化槽の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が必要である。
<p>(汚水処理施設等の防災対策の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中心市街地の汚水を収集する幹線管きよ及び中継ポンプ場等の耐震化が必要である。 ○ し尿処理施設の安定稼働を図るため、適切な整備を実施する必要がある。

<p>6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止</p> <p>(輸送ルート確保の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送ルートの確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等が必要である。 ○ 道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携による複数輸送ルートの確保が必要である。 ○ 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援を行う必要がある。また、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化が必要である。 ○ 緊急輸送道路等（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材を投入し、迅速な応急復旧を行う必要がある。 <p>(交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震発災後、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供などの体制整備が必要である。 ○ 災害発生時における地域の経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路の整備を行う必要がある。また、必要な代替ルートの確保が必要である。 ○ 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行う必要がある。また、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化が必要である。 <p>(道路における冠水対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るなど、警察及び衣浦東部広域連合等と連携した適切な道路管理が必要である。

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所一覧（愛知県公表）等による冠水危険箇所を示す必要がある。また、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性を強化する必要がある。

（道路啓開など総合啓開の連携強化）

- 「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

（防災インフラの迅速な復旧に向けた取組）

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制の構築や、地域建設業等の防災減災の担い手確保に取り組み、迅速な応急・災害復旧のための県開催の研修や講習会への参加し、技術支援等を受ける必要がある。

（関係機関における円滑な情報共有）

- 国による SIP4D、災害情報ハブ等の取組を踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。

目標（7）制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

（救助活動能力の充実・強化）

- 人命救助に必要な消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等の救助機械、担架等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検が必要である。
- 地元町内会と消防団の結びつきを強固にし、相互が協力して消防団員の定数確保を継続する体制を構築する必要がある。
- 消防団の訓練や研修等を実施し、専門知識や技術の習得、車両や資機材、個人装備の充実及び既存の災害運用マニュアルの検討修正を行う必要がある。
- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備が必要である。

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策が必要である。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策が必要である。
- 家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知し、室内安全対策を促進することが必要である。

（公共施設等の耐震化の推進・促進）

- 官庁施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化し、大規模な災害に際しても大きな機能障害を生じないよう、計画的かつ効果的な耐震化・不燃化を推進し、災害時の施設機能停止・低下を回避することが必要である。
- 学校施設等（幼児教育・保育施設を含む）の長寿命化を図るため計画的改修を行う必要がある。また、老朽化に伴う建替えが必要である。
- 天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等が必要である。

（要配慮者利用施設の防災・減災対策の推進）

- 民間の高齢者施設等の防災・減災対策が必要であるため、耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、非常用自家発電設備・給水設備等の整備を促進することが必要である。

（感震ブレーカー等の普及）

- 地震発生後の通電火災による被害の拡大を減らすため、各家庭への感震ブレーカーの設置を推進し、市公式ウェブサイト・窓口・まちかど講座等でのPRなど、効果的な啓発を行い、通電火災対策を実施する必要がある。

（災害対応力の向上）

- 道路橋梁の耐震補強、道路の盛土補強、液状化対策、無電柱化等が必要である。

- 緊急輸送道路の整備、緊急通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プロープ情報を融合し活用するシステムの運用等が必要である。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等を活用する必要がある。
- (適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)**
- 防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策が必要である。

7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

- 道路閉塞を防ぐため、沿道建築物の耐震診断・耐震改修等の対策が必要である。

(道路の閉塞等への対策)

- 交差・隣接する土木構造物の倒壊や、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞し、交通網の麻痺につながる恐れがあるため、これらの耐震化又は除却が必要である。

(危険な空き家等の除却等への支援)

- 適切に管理されていない空き家等を適正に管理し、地震による空き家の倒壊を防止する必要がある。

(災害情報の収集体制の強化)

- 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制を整備する必要がある。
- マルチコプターなど情報収集用資機材の充実及び操作者の育成など、情報収集体制を強化する必要がある。

7-3 雨水ポンプ場等の防災施設の損壊・機能不全による被害の発生

(雨水ポンプ場等の防災対策の推進)

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、雨水ポンプ場・排水機場の耐震化が必要である。
- 雨水ポンプ場・排水機場は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理が必要である。

(土砂災害対策の推進)

- ハザードマップに土砂災害警戒区域を明示し、周知を図るとともに実際の避難行動に資する対策を実施する必要がある。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

- 施設管理については、より効率的な点検・診断が必要である。また、地図情報・防災情報などの多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する必要がある。
- 雨水ポンプ場等の安全性や二次災害発生のおそれのある箇所の把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策が必要である。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

(有害物質の流出等の防止対策の推進)

- 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法等の規定を遵守し、危険物施設を保全する必要がある。また、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化等防災対策を促進する必要がある。
- 毒物劇物屋外貯蔵タンクについて、流出防止の防液堤、貯留槽等、耐火構造の専用施設の設置が必要である。また、毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図り、毒物劇物の保有施設については、応急措置のための設備器材等の配備が必要である。
- アスベストの飛散による健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベストに関する啓発活動を行う必要がある。また、アスベスト飛散防止対策が必要である。

目標（8）社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する**8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態****（災害廃棄物の仮置場の確保の推進）**

- 十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保が必要である。また、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持が必要である。

（災害廃棄物処理計画に基づく対策の促進等）

- 災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、広域的な連携体制や民間連携の促進等が必要である。

（ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等）

- 災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための広域的な処理計画が必要である。
- 廃棄物処理を災害発生時で安定的に継続できるように、廃棄物収集運搬するルートを確保する必要がある。また、廃棄物処理施設の整備が必要である。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態**（復旧・復興を担う人材等の育成等）**

- ボランティア関係団体と相互に連絡・連携し、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境を整備する必要がある。また、調整役となるコーディネーターの確保と養成が必要である。
- 防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図る必要がある。また、大学等の研究機関と連携し、人材の育成と外部の専門家等の意見・支援を活用する仕組みを構築する必要がある。

（地方行政機関等の機能低下の回避）

- 社会状況の変化、人事異動等による組織の改正、各課の新しい防災への取り組み等、絶えず変化する業務に対応するため、継続的に安城市業務継続計画（BCP）及び班別職員行動マニュアルの見直しが必要である。
- 災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する必要がある。また、定期的に訓練を行い、他の職員、機関等との連携等についての徹底が必要である。

（事前復興、復興方針・体制づくりの推進）

- 被災後の迅速な復旧・復興を図るため、大規模災害を想定した復興組織や復興体制等の整備が必要である。
- 震災後の防災街区として再生を図り、都市が迅速かつ円滑に復興できるよう、市民と行政が協働でまちづくりを考える「事前復興まちづくり」に取り組みたい地域を支援

することで、防災意識を向上させる必要がある。

- Society 5.0 の実現とともに SDGs 達成に向けた取組など、研究機関や民間事業者における基礎技術から応用技術に至る市民の安全・安心に係る幅広い分野での社会実装に向けた研究開発を促進することが必要である。その際、地域強靭化に係る研究施設の機能強化、研究開発の他目的への転用など、他目的の研究開発の地域強靭化の各分野への活用を推進し、効率的・効果的に研究開発を行うことが必要である。
- CASE (コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化) や MaaS (モビリティ・アズ・ア・サービス) など、地域強靭化以外の分野を含めた技術開発成果の転用、活用を推進し、効率的・効果的に研究開発を行うことが必要である。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- 災害ボランティアセンターの運営マニュアルの精度を高める必要がある。また、災害ボランティアセンターの運営訓練を継続実施し、ボランティア関係団体と連携する必要がある。
- ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりのための普及・啓発活動が必要である。
- 災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO 及び中間支援組織等の連携が必要である。また、地方公共団体に設置される災害対策本部に民間の専門家等を受け入れる体制が必要である。

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

- 地震の発生により多数の遺体が発生した場合に、適切な遺体対応が困難になることを防ぐため、火葬場の相互応援等の訓練の実施や遺体安置所の資機材を整備する等の取り組みが必要である。

8-3 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

- 河川について、河道の整備を図り、河口部の堤防、水門等について改築する必要がある。また、地盤沈下による治水機能の低下に対応して、排水機場設置などにより低地河川としての整備を行うなど、流域減災対策が必要である。

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を整備する必要がある。
- 災害時のオープンスペースを確保するため、公園の計画的な整備が必要である。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮

置場となる空地が不足することが想定されるため、あらかじめオープンスペースを確保する必要がある。また、オープンスペースの活用方法についても調整が必要である。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 自宅の全壊等で、多数の一時的な住まいの需要が発生することに備え、応急仮設住宅の建設に係る愛知県との連絡体制の確認、候補地台帳の更新、模擬訓練に参加することにより、被災時の応急仮設住宅建設を円滑に実施する体制が必要である。
- 市と関連団体との協定に基づき、提供された民間賃貸住宅の情報を把握することにより、入居管理体制を整備する必要がある。
- 市が整備をする公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対応すべく戸数の確保を行う必要がある。また、長寿命化計画の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を行うことが必要である。

(自宅居住による生活再建の促進)

- 職員等に対しては、被災建築物応急危険度判定士養成講習会の受講により、判定士を養成することが必要である。

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の耐震化等の推進)

- 個人、町内会等で保管・管理する市指定文化財について、資料の状態確認・保管状況の聞き取り・実見して把握し、防災上・文化財保存上問題があれば改善のための助言をすることで、保管状態の向上、文化財の耐震化、防災設備の整備等を行うことが必要である。さらに、未指定の文化財についても把握と保全が必要である。

(博物館の展示物・収蔵物の被害の最小化)

- 歴史博物館、市民ギャラリー、埋蔵文化財センターの収蔵庫の棚に落下防止対策を施すなど防災対策を推進し、被害を最小限に留める必要がある。
- 展示品・収蔵品、市内に所在する指定文化財・未指定文化財を含む様々な歴史資料の体系的な地震対策や、発災時の行動・対応マニュアルを作成などの文化財の保護対策が必要である。

8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(復興体制や手順の検討等)

- 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制を整備する必要がある。また、業務を支援するシステムの活用が必要である。

8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、復旧・復興の見込み等に関する情報発信体制を整備する必要がある。